

## 旧姓名義での銀行取引に関するご案内

平素より岩手銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

旧姓名義での銀行取引にあたりまして、必要なお手続きおよびご利用上の制限・注意点等についてご案内いたしますので、以下の内容についてあらかじめご確認をお願いいたします。

|   |  |
|---|--|
| 1. ご本人さま確認について  |  |
| ご本人さまの確認が必要な手続きにおいては、旧姓が併記された本人確認書類をご提示いただく必要があります。   |  |
| 2. ご利用いただけない商品・サービスについて   |  |
| 旧姓名義でのお取引において、ご利用いただけない商品・サービスがあります。今後以下の取引の利用をご希望される場合は、当行全店でお持ちの預金口座すべてについて、戸籍上の氏名への変更のお手続きが必要となります。              |  |
| ご利用いただけない主な商品・サービスについて  |  |
| 預金  | 当座預金、貯蓄預金、しあわせ積立定期預金、財産形成預金、通知預金等<br>各種専用口座【教育資金贈与、民事信託等】    |
| 金融商品  | 投資信託、公共債、外貨預金、保険商品等  |
| 融資  | 融資取引全般【クレジットカード I b e O n e、連帯保証人〔法人の代表者さま等〕、<br>担保提供者さまも含む】 |
| その他   | マル優、マル特、Saku Saku!、貸金庫等<br>インターネットバンキング、ペンリイによる住所変更          |
| 3. 戸籍上の氏名の変更について  |  |
| 戸籍上の氏名に変更があった場合（口座名義の変更がない場合を含む）、当行にお届けいただく必要があります。   |  |
| 4. 郵便物のお取扱いについて   |  |
| 当行からの郵便物はすべて旧姓名義で送付されますので、郵便物が受領できるよう、事前に郵便局へご相談ください。<br>また、当行にお届出いただくご住所の末尾に「〇〇（戸籍上の姓）様方」と記入をお願いします。               |  |
| 5. 振込指定、口座振替について  |  |
| 旧姓名義の預金口座を、給与等のお受取り口座または口座振替の引落し口座として指定する場合、あらかじめお客さまより振込依頼人、口座振替のお申込み先企業に対して、旧姓名義の口座でもお取扱可能であることを事前に確認いただく必要があります。 |  |
| 6. その他  |  |
| 当行全店でのお取引において、「戸籍上の姓」と「旧姓」を併用することはできませんので、口座名義を「旧姓」に統一していただきます。   |  |